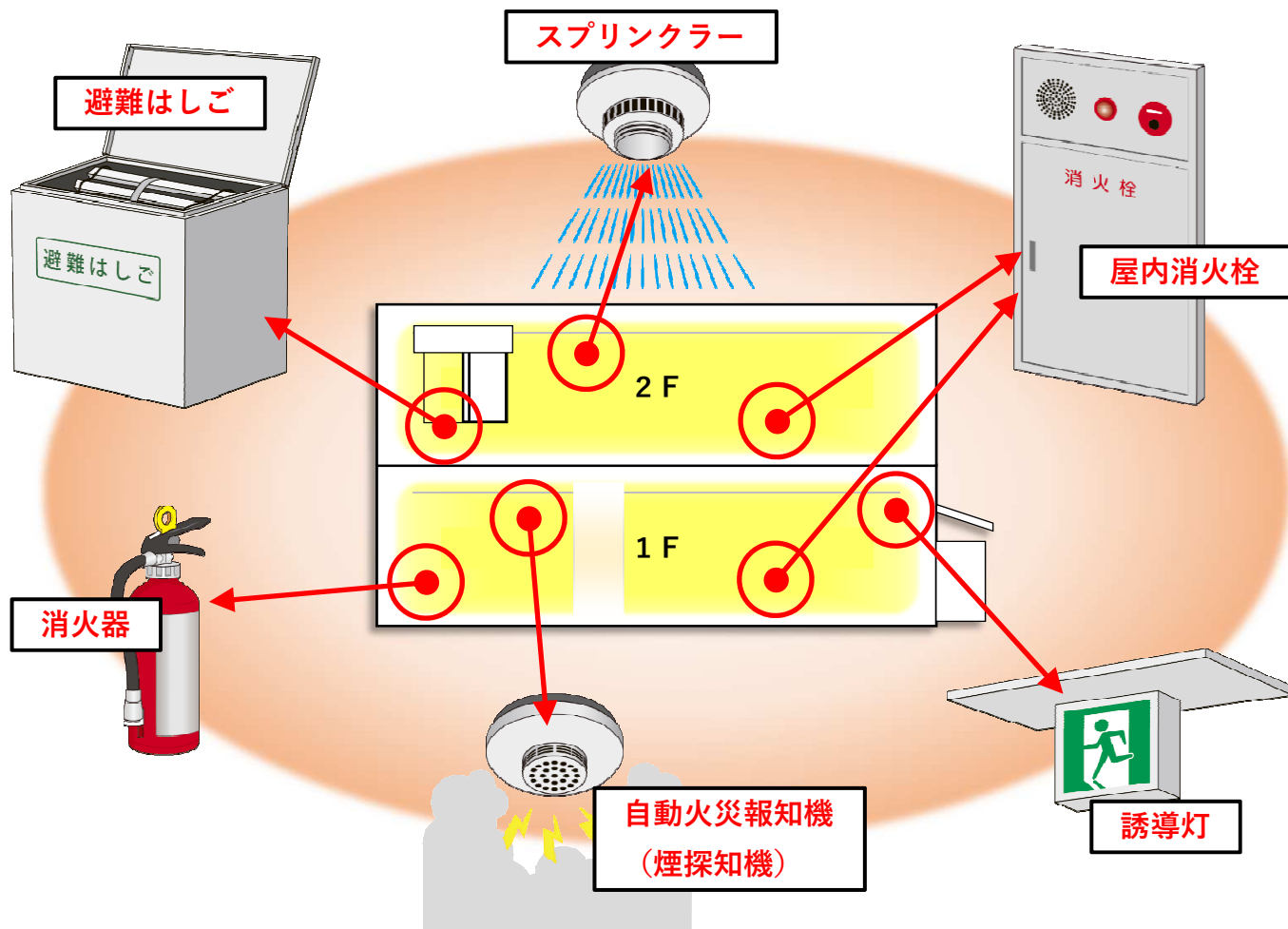


消防用設備等点検（消防点検）の対象となる器具・設備

【点検の対象物（例）】

下図のような器具・設備が消防点検の対象となります。



▼その他の設備（赤字は上図にイラストを掲載）

消防の用に供する設備	消火設備	消火器 及び簡易消火器具（水バケツ、水槽、乾燥砂等） 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 各種消火設備（水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末） 屋外消火栓、動力消防ポンプ
	警報設備	自動火災報知設備 、ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知装置 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン） 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）
	避難設備	避難器具（滑り台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋他） 誘導灯 および誘導標識

※上記以外にも防火水槽や排煙設備、非常電源などが消防点検の対象設備となります。



【点検の資格者と対象の建物】

点検の種類	点検実施者	対象の建物
機器点検	消防設備士または 消防設備点検資格者	①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物 ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、 消防長又は消防署長が指定するもの ③特定一階段等防火対象物
総合点検		

※1,000㎡未満の防火対象物の点検は、必ずしも有資格者でなくても可能ですが、
点検・報告は義務になっています（消防法17条3の3）



【点検の内容】

点検の種類	点検内容	概要
機器点検	外観点検	正しい位置にあるか、壊れていないか など
	機能点検	熱や煙に反応するか、音や発光に異常がないか など
総合点検	作動点検	音量や感度が適切か 複数の設備が同時に作動するか など

- ・消火器の安全栓が抜けず消火液がでない
- ・ホースが劣化して消火液が前に飛ばない
- ・警報がならず危険を伝えられない
- ・誘導灯の電池が切れていて、逃げ道がわからない
- ・配管から漏水してスプリンクラーから水が出ない
- ・避難はしごが壊れて降りられない



こうしたトラブルが起きないように点検が必要です



【点検・報告の頻度】

点検の種類	点検の頻度	報告の頻度	
		特定防火施設	非特定防火対象物
機器点検	1回／6ヶ月	1回／1年	1回／3年
総合点検	1回／1年		

【罰則】

- 防火管理者の選任・解任の届出を行わなかった場合…30万円以下の罰金又は拘留
- 資料提出命令に従わなかった場合、報告の徴収及び消防職員の立入検査を拒否した場合
…30万円以下の罰金又は拘留
- 防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）に従わなかった場合…法人に1億円以下の罰金
などがあります。

本資料の出典元

- ◎総務省消防庁HP <https://www.fdma.go.jp/>
- ◎東京消防庁HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>
- ◎日本消防設備安全センターHP <https://www.fesc.or.jp/>

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
施設本部 建設事業部 施設建設部 法定管理グループ
URL： <https://houtei.dh-realty.jp>
TEL：03-5214-2942（平日13:00～17:00）